

＜農地法第18条第6項通知の必要書類＞

1	農地法の規定による通知書	1部
2	農地賃貸借解約合意書（合意解約書）	1部
3	当事者全員の印鑑証明書	1部
4	届出地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）	1部
5	届出地の位置及び付近の状況を表示する図面（見取図）	1部
6	届出地の位置及び付近の地番を表示する図面（公図）	1部
7	賃貸借契約書または賃借料の領収書	1部
8	当事者以外の者が手続きを行う場合は、委任状	1部

●すべて原本のご提出をお願いします。

（書類の原本提出が難しい場合は、原本と写し（コピー）をお持ちください。原本還付します。）

※賃貸人又は賃借人が死亡し、相続登記又は耕作権の承継届がされていない場合に必要な書類

遺産分割協議書がある場合	遺産分割協議が整っていない場合
◇遺産分割協議書	◇法定相続人全員の戸籍謄本
◇被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本 （現・原・除籍謄本等）	◇被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本 （現・原・除籍謄本等）
◇法定相続人全員の印鑑証明書	◇法定相続人全員の印鑑証明書
◇相関図	◇相関図

●すべて原本のご提出をお願いします。

（書類の原本提出が難しい場合は、原本と写し（コピー）をお持ちください。原本還付します。）

◎ お問い合わせは、吹田市農業委員会事務局
（電話6384-2792 直通）